

2021年2月19日

お客さま 各位

東海労働金庫

## カード規定変更のお知らせ

日頃は、東海ろうきんをご利用いただき、誠にありがとうございます。

東海ろうきんでは、このたび下記のとおり定型約款に該当するカード規定を変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更後の新規定は、変更前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※最新のカード規定については、2021年4月1日以降東海ろうきんホームページでご確認ください。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、東海ろうきん本支店窓口へお申し出ください。

### ■変更の内容【項目の追加】

団体カードについては、全国の都銀・地銀などの金融機関が提携しているネットワーク（「MICS」といいます。）のATM等では利用できない旨を追加いたします。

なお、変更前より取引条件に変更はありません。

#### 9. （団体カードの利用）

会員団体および法人等に発行した団体カードは、前記1の取引について、全国の都銀・地銀などの金融機関が提携しているネットワーク（「MICS」といいます。）の預金支払機等では利用できません。

#### 10. （預金支払機等故障時等の取扱い）

※ 項番9の追加により、以降の項番繰下げ

### ■適用開始日

2021年4月1日（木）

以上